

## 別冊（参考資料）

- ・ 議題1 . . . p 1 ~ p 5
- ・ 議題4 . . . p 6

有漁調委第 46 号  
平成30年1月23日

水産庁資源管理部長 神谷 崇 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会 長 徳 永 重 昭

農林水産大臣管轄漁場の取扱い等について（要望）

当県水産業の振興については、日頃よりご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、本年は農林水産大臣管轄海域における区画漁業権に係る免許の切替え年となっており、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定（以下「福佐協定」という。）の取扱いを検討すべき年でもあります。  
つきましては、下記について御配慮をお願いします。

記

- 1 有明海における佐賀、福岡における漁業上の境界をめぐる紛争については、一時的措置として、農林水産大臣管轄海域（以下「農区」という。）を設け、国が預かることで収拾が図られました。  
その後、当県漁業関係者としては、旧来の境界線（筑後川中央点と雲仙岳山頂三角点見通し）で分割することを主張しておりますが、漁場利用について佐賀と福岡の漁業者の考え方が異なり、今日まで合意に至っておりません。  
こういう状況にありながら、これまで両県漁業者が大きな衝突を起こさず、この海域で漁業を営んでこられたのも中立的な国による免許と管理の賜と考えます。  
今後とも両県漁業関係者は、できるだけ早急に両県の漁業上の境界について協議を進めるべきと考えますが、これを円満に進めるためにも、今回の農区における区画漁業権に係る免許については、漁業法第136条の規定による農林水産大臣の免許としていただくようお願いします。

2 本県知事の管轄する有明海域（以下「佐賀県有区」という。）では、漁場環境の変化により魚介類の資源が著しく減少し、漁業経営を著しく圧迫しております。

こうした中、生産性の向上を図るには、漁場環境を改善し、貝類養殖の振興が不可欠であり、佐賀県有明海の漁業関係者の強い要望でもあります。

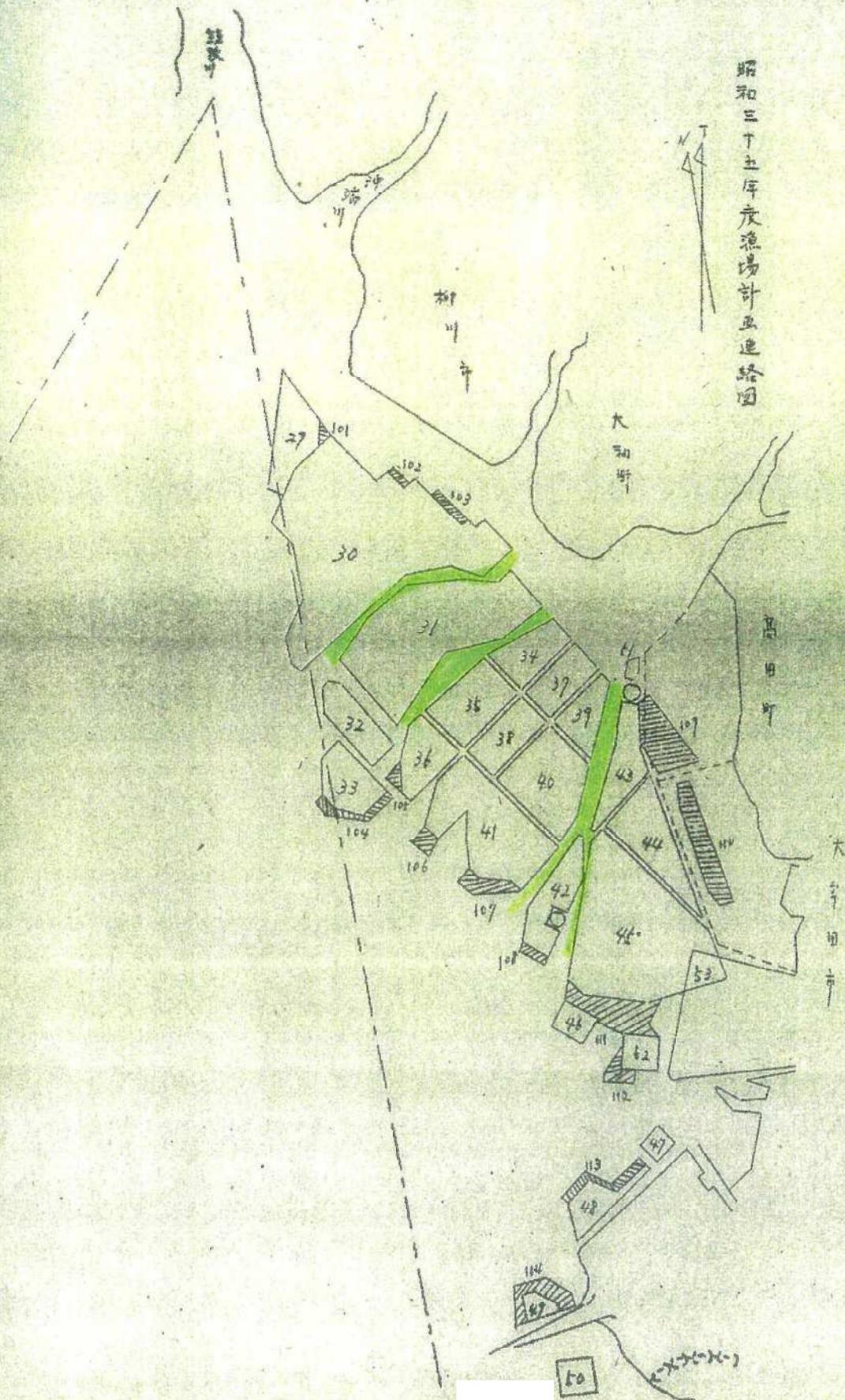
しかしながら、福佐協定により、アバキノタオ以東の区画漁業権を得るには、佐賀県有区であっても福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会において福岡県側の調整委員の同意が必要となっており、佐賀、福岡両県漁業者の漁場利用形態が異なる中で、貝類養殖による漁場の積極的利用が阻害される原因となっています。

このため、福佐協定第3条の廃止及び第5条を見直すことで、佐賀県有区においては、佐賀県知事の権限で漁場計画が樹立できるよう、両県関係者の話し合いを進めるべきと考えています。

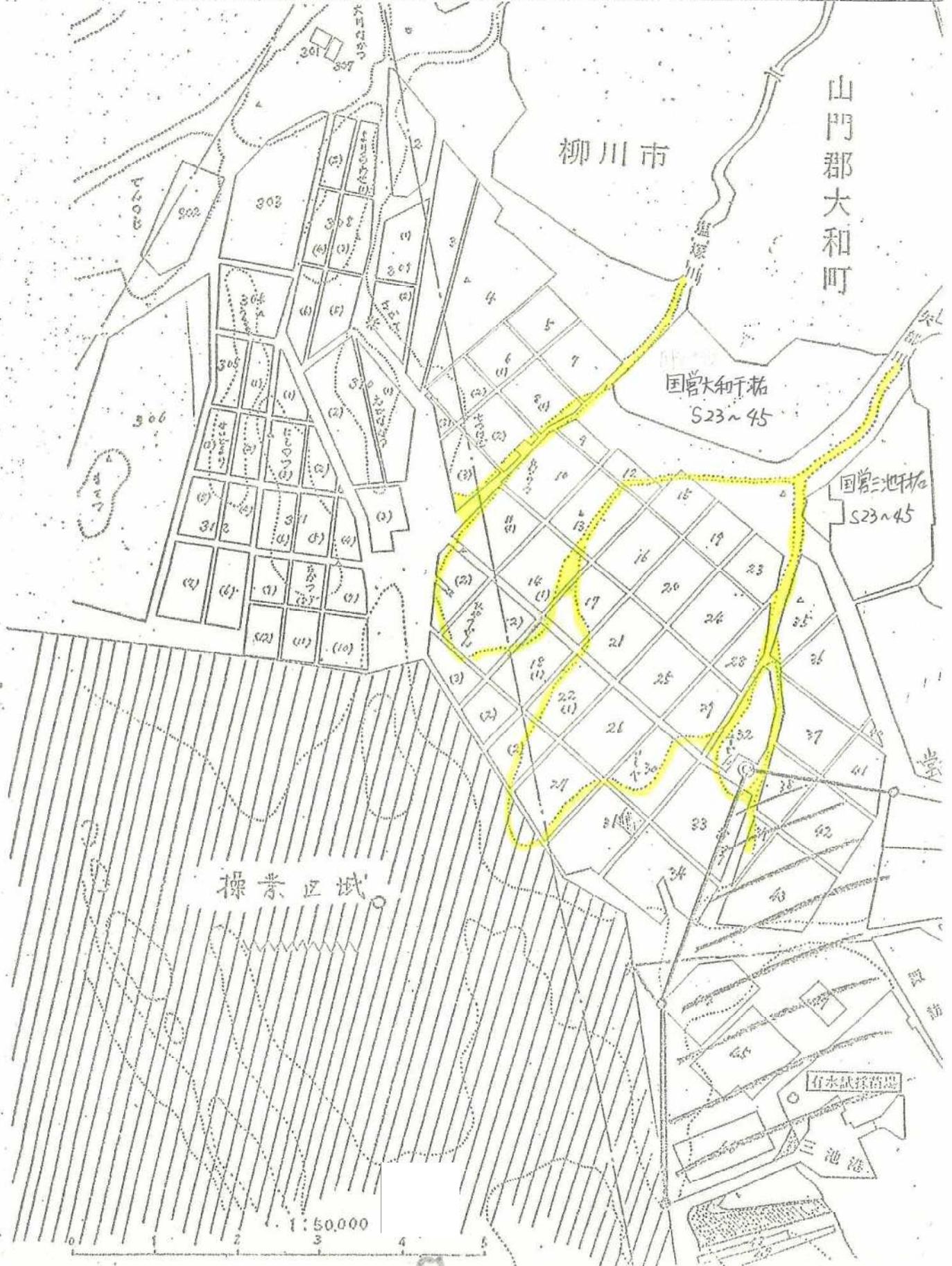
については、両県関係者の円満な合意形成ができるよう国（九州漁業調整事務所）の御指導等をお願いします。



昭和三十一年度漁場計画連絡図



# 福岡県有明海海苔区画漁業漁場図



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。